

2020年6月26日

法務省 御中
出入国在留管理庁 御中
東京出入国在留管理局長 殿

特定非営利活動法人
ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY
(A.P.F.S.)
東京都板橋区大山東町 56-6-301
代表 吉田 真由美

要 望 書

ASIAN PEOPLE 'S FRIENDSHIP SOCIETY では 1987 年から日本に住む外国人の支援をしております。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大で、当団体にも関連する様々な相談・問い合わせが来ております。その中で現在、再入国出国中の方たち、もしくはその家族たちからの声が多く上がっております。日本に生活基盤・経済基盤がある彼ら彼女らは今回のコロナ禍で日本に戻れず、経済的な打撃を受け、子どもたちは学校で勉強できずにおります。こうした方たちに関して、法務省、出入国在留管理庁、東京出入国在留管理局に下記の通り要望いたします。

1、コロナ禍で再入国出国中に在留期限を経過した場合、一定期間の期限延長が認められるようにしてください

現在、再入国出国中に在留期限を経過した方に関して改めて在留資格認定証明書交付申請を行う場合は、申請書と専用の理由書のみで審査するとしていますが、たとえ簡便な手続きであっても審査には一定の時間がかかると見込まれます。出国中の多くの外国人たちは既に日本に生活基盤・経済基盤などがあり、新型コロナウイルスが落ち着いた後はなるべく早急に日本に戻り、仕事を再開したり、また、子どもたちは学校での勉学に励みたいと考えております。一刻も早く日本での生活に戻れるよう、今回のコロナ禍で再入国出国中に在留期限を経過した場合は、一定期間の期限延長を可能とし、認定証明書の交付申請が不要になるようにしてください。

2、新型コロナウイルス感染拡大に係る上陸拒否に関して、「身分又は地位」に基づく外国人だけではなく「経営・管理」、「技能・国際業務・人文知識」、「家族滞在」等の在留資格の外国人たちにも特段の事情を認めてください

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否に関して、100 カ国以上の国・地域に滞在歴がある外国人は入管法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人として上陸を拒否することとしています。しかし「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」または「定住者」の在留資格（「身分又は地位」に基づく在留資格）を持つ外国人は、出国日や滞在国・地域、個別の事情により特段の事情の有無を判断し、再入国が可能となっています。しかし「身分又は地位」に基づ

く在留資格以外の外国人は、この特段の事情の有無は判断されません。この方たちの中にも、日本と滞在先で家族が分離されている状態の外国人もおりますし、ようやく新学期が始まった日本の学校に登校できずにいる外国人の子どもたちもいます。今回のこうした状況の原因は感染症の拡大という、いわば不可抗力であり、本人たちに何の落ち度もありません。「身分又は地位」に基づく在留資格以外の外国人にも人道上の配慮を頂き、特段の事情を認め再入国を可能にしてください。

以上